資料１－３

各区地域自立支援協議会から報告のあった市の施策として取り組むべき課題（R6-R7）の進捗状況

令和８年度　第１回　市地域自立支援協議会

これまでに検討・取組を進めた課題

各区地域自立支援協議会から報告のあった「市の施策として取り組むべき課題」について、「相談支援体制」「ケース会議」「関係機関との連携」「虐待対応」「重度障がい者への支援」の５つの課題を重点的に検討・取り組むこととし、次のとおり進めてきました。

類　型	課　題	取　組
相談支援体制	・相談支援専門員一人事業所が多いため、対応件数を増やすことができず、安定した運営ができない。 ・事業所、相談員が不足していて、セルフプランにせざるを得ない場合がある。	・相談支援体制の強化につながる専門的研修の実施（R6：６回、R7：６回） ・相談支援専門員を増やすための取組として、相談支援従事者研修について、事前に相談支援事業所に対して推薦希望を募り、大阪府へ推薦する取組を実施　（R6：83名、R7：106名） ・主任相談支援専門員の配置を指定特定相談支援事業所に拡大（R5～） （R5：16名、R6：17名、R7：34名）※基幹以外の主任配置数推移 ・複数事業所が協働で体制を確保することで地域生活支援拠点等として登録できるよう要綱を改正（R6.4～） ・令和６年度の報酬改定の概要について、相談系サービスに係る内容を取りまとめて事業所へ周知（R6.4）
ケース会議	・当事者の同意が無いと必要な個人情報の共有ができず、ケース会議が開催できない。	・各区の地域自立支援協議会設置要綱に守秘義務の規定を追加（R6.4～） ・区担当者と基幹Cとで、個別事例の検討についてグループワークや情報交換を実施（継続） （各区地域自立支援協議会の参加事業者数　R6：462事業所、R7：726事業所） （各区地域自立支援協議会における個別事例検討数　R6：57件、R7：75件）
関係機関との連携 （65歳移行時の課題）	・セルフプランの方が介護保険と障がい福祉サービスの併用等に対応できない	・セルフプランの方へ、更新勧奨時に計画相談支援の案内を送付し、継続的な利用促進の取組を実施（R7.4～）（継続）
	・ケアマネジャーが介護保険と障がい福祉サービスの併用等を十分に理解していない	・ケアマネジャー、相談支援専門員双方の理解を深め、連携促進･充実を図るため、集団指導や市HP（R6.12～）での周知・啓発　（継続）

これまでに検討・取組を進めた課題

類　型		課　題	取　組
関係機関との連携	18歳移行時の課題	・セルフプランで児童サービスを利用していた人は18歳になるまでに成人のサービスを知る機会がなかったり、児童サービスと成人のサービスとの橋渡し役がいないことから、一貫した支援にならないことがある。	・障がい児相談支援の制度と18歳になると利用できるサービスの案内を、15歳以降のサービス利用更新時に周知（継続） ・18歳以降に利用可能なサービス周知用パンフレットを本市ホームページに掲載（継続）
	障がい児支援における連携	・教員の障がい理解や福祉サービスへの理解が不足しており、悩んでいる教員が多い。 ・教育機関と連携する際には、児童を通じて面識のある教員と個別に連携しており、組織間での連携基盤が整っていない。 ・普通学校への入学を希望しても、支援を検討するにあたり、学校側での支援内容や支援体制等の情報が不足している。	・学校園において校内研修等に活用する資料に「保育所等訪問支援」等の各種サービスの説明を追加（R８特別支援教育研修で追加） ・「保育所等訪問支援」等の事業所に学校園を訪問する際にスムーズな支援につながるよう好事例の共有や方策の検討（事業目的や内容を理解するための手引き作成中）
	災害時に備えた連携	・避難行動要支援者の個別避難計画の策定が各区において進めているが、防災担当と福祉担当、地域との連携が十分に取られておらず、実際の災害時に対応困難となることが予想される。 ・高齢や訪問看護の分野と連携する環境は整いつつあり、防災の意識は高まってきているが、地域との連携およびネットワークの構築はまだまだできていない。	・福祉サービス事業所BCPの取組と各区の個別避難計画の取組連携強化に向けた啓発チラシを約8,000事業所に配布（R7.11実施、R8.9実施） ・基幹相談支援センター間で大規模災害に備えた現状と取組の情報共有を実施（R8.2実施）
	触法ケースの地域移行	・矯正施設等からの地域移行に際して、本人情報の提供がない中、短期間での対応が必要な場合がある。	・発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業（R7.12　第１回協議会開催） ・基幹相談支援センター連絡会で研修を実施（R8.6実施） ・大阪地方検察庁における意見交換（R8.7実施）
虐待対応		・障がい者虐待について、法における「養護者」の定義が曖昧で狭く捉えられることがあることから、法に基づく虐待の調査がなされていない事例が発生しており、区や支援機関との連携にも支障が生じている。 ・年々増加する障がい者虐待について、各区や担当者によって対応や解釈が異なり、虐待対応スキーム通りに動けていないことがある。	・研修の実施（R6：4回、R7：4回） ・保健師等（局配置）による助言（R6：36件(延べ87回)、R7：58件(延べ89回)） ・専門相談（専門職の派遣）（R6：3件、R7：5件） ・対応マニュアルの整備（改訂作業中） ・障がい福祉サービス事業所等に対する集団指導（年1回）
重度障がい者への支援		・グループホームの数は増加しているが、強度行動障がいなど支援が多く必要な障がい者の受け入れは進んでいない。 ・親亡き後ではなく、親が元気なうちに、安心して地域生活を送れるよう仕組みづくり（支援者の確保や社会資源の創出など）が必要。	・大阪府強度行動障がい児者支援事業（広域的支援人材により集中的支援）の実施（R8.10～） ・中核的人材の養成（R6：１名、R7：２名、R8：２名予定） ・中核的人材所属事業所の地域生活支援拠点等登録 （R7：１か所　※申請予定２か所）